

平成29年度第1回  
国立市国民健康保険運営協議会  
会議録

開催日時 平成29年7月7日(金)

開催場所 国立市役所 委員会室

出席委員 被保険者代表委員

山下 良彦

山岡 修

滝原 清孝

坂井 澄子

保険医又は保険薬剤師代表委員

浅倉 禮治

水永 篤

今井 浩史

滝沢 政仁

公益代表委員

木村 陽子

小林 治

渡邊 啓介

被用者保険等保険者代表委員

岡本 和司

事務局 藤崎健康福祉部長

吉田健康増進課長

堀江健康づくり担当課長

矢吹収納課長

高橋国民健康保険係長

高木国民健康保険係主査

健康増進課長

皆様、こんにちは。事務局を務めさせていただきます健康増進課長、吉田公一と申します。何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、また大変お暑い中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。委員改選後初めての会議となりますことから、議題の3「正副会長の選出について」までにつきましては、私のほうで議事進行を務めさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、会議につきましては公開となっておりますので、大変恐縮でございます。全言記録ということから録音させていただいておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ここから着席にて失礼させていただきます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第1回国立市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

本日の会議につきまして、早瀬委員より欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、ご了承願います。

それでは、お手元にお配りしています次第に沿って議事を進めさせていただきます。  
議題1「委嘱状の交付」でございます。市長から皆様に委嘱状を交付させていただきます。  
では、まず被保険者を代表する委員、山下良彦委員からになります。

(委嘱状交付)

健康増進課長

ありがとうございました。  
続きまして、議題2「市長あいさつ」でございます。永見市長からご挨拶申し上げます。

永見市長

皆さん、こんにちは。暑い中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。国立市長の永見でございます。今回は委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。改めて感謝申し上げたいと思います。

実は、うちの事務局が原稿でこれだけはしゃべれということをたくさん2ページにわたって書いてくださっているのですが、これを読んでいると長くなりますので、かいつまんでポイントだけ、ぜひ皆様にお話しをしたいことだけ、脱線しないようにお話をさせていただきたいと思います。

実は平成27年度、前期の委員会ですか、国保税の改定をお願いいたしまして、皆様に短期間、大変なご努力をいただきましてご答申をいただいたということでございました。それで私ども、その結果が税の収納率にどのように反映されるのだろうか、大きく下がって生活を圧迫するようなことになっているのだろうか、どうなのだろうか大変危惧をしておりました。

ここで事務局からもらった資料によりますと、27年度の決算が出まして、前年度より若干、0.22ポイントなのですけれども上回しまして、収納率が、現年ですが96.48%という結果が出ました。これはもちろん納税者の皆様のご努力、これにまず第一に感謝申し上げたいとともに、適切にご答申をいただきました当運営協議会の委員の皆さんにも感謝申し上げたいと思っております。

2点目のきょうのご挨拶は、平成30年度から制度改正としての国民健康保険広域化、二重の保険者ということになるのでしょうか、2つの主体ができるということ。これが直前に迫ってきておまして、東京都から運営方針だとか標準保険税率等がこれから示されてくるというようなところに参加しております。来年の4月からは新しい制度化において運営が開始されると。

税がどうなっていくのか、あるいは法定外の繰出金という問題がどういうふうに取り扱われていくのか非常に関心があるところですが、まだ東京都からも示されておられません。7月末の市長会では一定の整理がついた考え方が報告されると聞いておりますけれども、そういうものが示されましたら、市としましても慎重に検討させていただきたい。それとともに運営協議会の皆様にも適宜その内容をご報告させていただき、その示される内容によっては必要に応じて改めて諮問ということも出てくるかもしれません。またその節は皆様にお力添えをいただくようなこともあるかもしれませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、最近の国民健康保険の国立市の動向というのを若干お話しますと、これは皆様は十分おわかりだと思いますけれども、やはり被保険者数が大きく減少しているということが特徴だと思います。これは、いわゆる被用者保険のほうは拡大されているということで、国保の対象が減少している

と。一方で、75歳で後期高齢に移行される方が多くいらっしゃるというような中で、被保険者数が減っていると。それとともに医療費のほうも一方で安定化をしたと。一時期大幅に高騰していたのですが、逆にマイナス傾向ぐらいになっておりまして、何とか前回の答申を踏まえた税率改定でバランスがようやくとれたのかなというような、法定外繰り出しが28年度決算で6億5,000万ぐらい、当初9億まで上がるという見込みだったのですが、薬価のマイナスの改定等の影響が非常に大きくて何とかバランスのとれるような形にはなりつつはあるかなと思いますが、今後の東京都の動向によっては、またこれも大きく変わってくるかなと思っております。

そういう過渡期の時期の国立市の国民健康保険と。この中核を担っていただく協議会ということになりますので、大変なご苦勞をおかけするかと思いますけれども、ぜひとも市政へのご協力をお願いしたいということを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

#### 健康増進課長

ありがとうございました。議題にはないのですが、次に委員改選後初めての会議となりますので、皆様に簡単に自己紹介をいただければと思います。

それでは被保険者代表委員の山下委員から順次お願いできればと思います。

#### 山下委員

山下でございます。これまで2期4年間被保険者代表を務めさせていただきましたが、いよいよ来年から、さっき市長のお話にもございましたけれども、広域経営というのが始まりますので、この過渡期に当たって微力ながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

#### 山岡委員

山岡修といいます。山下さんと同じで3期目になります。昔、会社勤め後に組合健康保険で仕事をしていたので、その知識も生かせるかなと思って公募に応募して、あまり生かせていないのですが、

一番心配しているのは、保険税を値上げしたとき、かなり収納率が落ちるのかなということを何度も私、繰り返しご質問して心配したのですが、そうでないということなので、とりあえず安心しまして、ただ、いただいている資料を見ると23区の保険料が大変高いと、市に比べて。そのかわりその反対に収納率が相当悪いということで、次の段階ではかなり差し迫って危機なり問題が起きるのかということで一生懸命市の方と一緒に勉強したいなと思っておりますので、また皆さん、よろしくお願いたします。

#### 滝原委員

滝原でございます。今、世の中で問題になっているちょうど2年生でございます。いい意味で問題児になればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

#### 坂井委員

今回初めてこの協議会に仲間に入れていただきました坂井と申します。初めてというところで、ま

だ緊張して2期目よりもおとなしくなっているかと思いますが、2期目が大変なのですね、そうしますと。それで皆さん、おとなしくしておりますけれども、またよろしく願いいたします。いろいろと教えてください。勉強もさせていただきます。

#### 浅倉委員

医師会を代表しております浅倉です。国立南診療所で診療しております。私、今回で何期目かちょっとわからなくて……申しわけないですが、新たな気持ちで前からお話ししている国民皆保険を堅持するため、そして住民の健康を守るために、できるだけ尽力してまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

#### 水永委員

富士見台一丁目で水永医院をやっております水永篤です。私も何期になるのか。これからはちょっといろいろ問題も、広域化のこともありますし、介護保険がちょっとどうなるのだろうかという心配もあるのですが、いろいろ考えながらやっていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

#### 今井委員

はじめまして。国立の薬剤師会から参りました今井と申します。どうぞよろしくお願い致します。まだことしから介護保険をようやく納めさせていただく年齢で、相当若輩者なので皆様にご迷惑にならないようにしっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

#### 滝沢委員

国立市歯科医師会から参りました滝沢歯科医院をさせていただいております滝沢と申します。今回1期目で前任の角田先生が随分長くやられていたので、全く僕、わかっていないので、ご指導よろしくお願い致します。

#### 岡本委員

被用者代表ということで委員にさせていただいております岡本和司と申します。私、平成20年からということで関口市長のときから随分長くさせていただいているわけです。

それで私の出身といいますか、私は、被用者代表といいますが、なかなかわかりづらいと思いますが、中央区日本橋にありますデパート健康保険組合という総合健保に所属しております。現在、私どもの組合ですが、全国規模で加入させていただいており、事業者数は約290社、それで被保険者数が今11万6,000人ぐらいいます。昨年の10月から短時間労働者の適用拡大が始まった関係で、昨年の10月以降6,800人ぐらい被保険者がふえているという状況です。被扶養者数が約5万人ということで、全体といたしましては16万6,000人ぐらいの加入者数となっております。

平成20年のちょうど高齢者医療制度が変わったときからずっとこちらのほうで委員をさせていただいているわけですが、ご承知のとおり現在、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けてさまざまな制度改正が行われているわけですが、国保に限らず被用者保険もその分、割を食って、本来だと国が負担しないといけない公費を健保組合のほうから肩がわりして国保のほうにつき込んでいるというような状況が現在続いているわけなのですが、これからも制度改正がここ数年続くと思っております、

被用者代表といたしまして私のほうからの立場でまたご意見を言わせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 渡邊委員

国立市商工会から参りました渡邊啓介と申します。突然会長から電話がかかってきて「おまえ、行け」みたいな感じだったのですが、来てみて、皆さん、学識と志の高い方ばかりでどうしようかなと思っておりますけれども、お邪魔にならないように、また公益を代表しているということなので、自分の意見は抑えて公益を代表するようなことを申し上げたいと思います。商工会から参りましたけれども、職業は市内で司法書士をしています。よろしく申し上げます。

#### 小林委員

小林治でございます。前期に引き続き、またお世話になります。よろしくお願いいいたします。

私のほうは立川のほうで社会保険労務士ということで今、事務所をやっているのですが、先ほど岡本先生が言われました被用者の健康保険については、ある程度詳しいのですが、国民健康保険については前回は本当に不案内でございました。大分勉強させていただきまして、また今度私の、ある程度の知識を生かして、またいい方向に持っていけたらと思っています。皆さん、よろしくご指導をお願いいいたします。

#### 木村委員

木村と申します。私は2期目に当たります。よろしくお願いいいたします。

私は研究テーマとしては社会保障、例えば医療、年金、介護、生活保護など、私の指導教官が社会保障は全部勉強しないとわからないものだと思しましたもので、割合広い範囲を研究しております。それから国の財政と地方財政も研究しております。前期は皆様と国民健康保険のあり方について詰めた議論をさせていただくのがとても楽しく、またやりがいがありました。今期もどうぞよろしくお願いいいたします。

#### 健康増進課長

ありがとうございました。

続きまして、事務局のほうをご紹介させていただきます。

まず初めに、健康福祉部長、藤崎でございます。

#### 健康福祉部長

健康福祉部長の藤崎です。これから2年間、皆様には大変お世話になります。事務局として精いっぱい頑張りたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

#### 健康増進課長

続きまして、ちょっと組織改正がありまして、肩書きが変わります。保健センターのほうを主に所管しています。健康づくり担当課長、堀江でございます。

#### 健康づくり担当課長

健康づくり担当課長の堀江と申します。つい最近まで予防健康担当課長というところでしたが、ちょっと名称が変わりまして、実は母子保健、それから小児の予防接種事業が子ども家庭部の子育て支援課のほうに移管となりまして、今後は国保で言えば特定健診、それから特定保健指導を所管しております。それから、がん検診、その他の健康づくり事業全般を担当しておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 健康増進課長

続きまして、4月1日で人事異動がございました。収納課長、矢吹でございます。

#### 収納課長

皆さん、こんにちは。収納課長の矢吹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 健康増進課長

次に私ですけれども、事務局の主に進行をさせていただいております健康増進課長、吉田と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の庶務等行っております国民健康保険係長、高橋でございます。

#### 国民健康保険係長

高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会議の中でわからないことや必要な資料等ございましたら可能な限り用意させていただきたいと思っておりますので、何でもお申しつけいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 健康増進課長

同じく国民健康保険係主査、高木でございます。

#### 国民健康保険係主査

高木と申します。国民健康保険係の主査に4月からなりました。いろいろと皆様からご意見、ご提案いただいて、よりよい国民健康保険にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 健康増進課長

事務局は以上でございます。

なお、皆様には会議でお力添えいただくとともに事務局も精いっぱい務めさせていただきたいと思っておりますので、何とぞご指導、ご意見等いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

ここで市長におかれましては次の公務が入っておりますので、ここで退席とさせていただきます。

#### 永見市長

失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(市長 退室)

健康増進課長

続きまして議事のほうに移らせていただきます。

議題3「正副会長の選出について」でございます。正副会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条に、公益を代表する委員の中から選出するということが規定されております。国立市におきましても、これまでこれに倣い、公益を代表する委員から選出互選をしていただくという形で決めさせていただいておりますので、ご了承願えればと思います。

なお、公益代表委員につきましては、お配りしております名簿のとおり、木村委員、小林委員、早瀬委員、渡辺委員の4名となります。また早瀬委員につきましては、本日欠席をされるということから事前に本日決定された内容に同意する旨のご連絡をいただいておりますので、ご了承願います。

それでは、委員の選出に入ります。

まず会長につきまして、どなたかご推薦等ございますでしょうか。

浅倉委員

先ほど来お話に出た、私たちの協議会の任期中に国保の広域化ということがありますので、そういうことで国民健康保険に広い知識を持っておられ、前期の会でも議事を盛り立てて、うまくまとめていただいた木村委員を推薦したいと思います。

健康増進課長

ただいま会長に木村委員というご推薦がございました。ほかにご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

健康増進課長

よろしいでしょうか。

では、特にないようでしたら木村委員にお願いしたいと思いますが、木村委員、よろしいでしょうか。

(拍手)

健康増進課長

それでは会長には木村委員がご推薦されました。よろしくお願いたします。

次に、会長の職務代理となります副会長につきまして、どなたかご推薦等ございませんでしょうか。

山下委員

前期の実績等もございまして、僭越ではありますが、小林委員が副会長に適任ではないかと思えます。

健康増進課長

ただいま副会長に小林委員とのお声がございました。何かご意見等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

健康増進課長

それでは、小林委員、お引き受けをお願いしたいと思います、よろしく願いいたします。

(拍手)

健康増進課長

皆さん、ありがとうございます。スムーズに選出が終わりましたので、御礼申し上げます。

それでは、ただいま正副会長の選出につきまして皆様に選出をしていただきました。その結果、会長には木村委員、副会長には小林委員をお願いすることとなりました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、改めまして会長と副会長からご挨拶をいただきまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。

まず会長、じゃあ、席のほうにおつきをいただけますでしょうか。

木村会長

改めまして、ご挨拶申し上げます。会長の任をいただくことは大変な時期に身の引き締まる思いでございますけれども、1期の、それも大変な時期でございましたが、皆さんと一緒に乗り越えてきたという思いがございますので、小林副会長初め委員の皆様とともに制度の曲がり角の大変な時期ではございますが、事務局の支援もいただいて一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

健康増進課長

ありがとうございます。

続きまして、小林副会長からご挨拶を賜りたいと思っております。

小林副会長

改めまして小林でございます。前期に引き続きまして副会長ということでご指名いただきました。先ほど言われたように規則をもう一回見ましたところ、ほとんど私は出番がないのではないかと、つまり会長が何かあった場合の本当のウェイティングサークルで待っているみたいなことだと思いますので、会長には本当に2年間ぜひお体に気をつけて、私、何も起きないように。そういうことでひとつ皆さんご協力お願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

健康増進課長



ありがとうございました。

それでは、ここからの議事につきましては、木村会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

木村会長

それでは、議題4「会議録署名委員の指名」に移らせていただきます。今回の会議の署名委員に山下委員と浅倉委員にお願いしたいと思いますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村会長

ありがとうございます。ご異議なしと認めまして、山下委員と浅倉委員に今回の会議録署名委員をお願いいたします。

続きまして、議題5「国民健康保険運営協議会について」事務局より説明をお願いします。

健康増進課長

それでは、ご説明申し上げます。

一番初めに、申しわけございません、資料の確認をさせていただきます。資料1-1としまして「国民健康保険運営協議会について」A4横のものです。続きまして、資料1-2「国民健康保険運営協議会規則」になります。続きまして、資料2-1「国立市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について(報告)」、次に資料2-2「国立市国民健康保険税条例」、それと参考としまして「平成29年度国民健康保険税(料)率等の状況」ということで、26市及び最後に23区を入れた各区市町村の税率が示されております。

以上でございます。配付漏れ等はありませんでしょうか。

それでは、まず「国民健康保険運営協議会について」ということで、初めての委員さんもいらっしゃいますので、こちらについて法令をかいつまんで資料1-1に基づいてご説明させていただきます。運営協議会の位置づけということでございます。

まず1番目、これは大もとの法律で国民健康保険法第11条に設置の規定がされております。市町村には国民健康保険運営協議会を置くというものでございます。

その下の2として、必要な事項は政令で定めるということで、2番の国民健康保険法施行令がございいます。

第3条では人数の規定、被用者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織するという形になっております。人数については後ほどご説明いたします。

第4条ですけれども、これは任期となっています。任期は最初に市長がお示した2年というところでございますが、今般、国民健康保険法の改正が予定されておまして、国立市では次期の改選となる平成31年度から3年間という形で改正される予定となっております。こちらもし示されましたら条例改正になりますので、皆様にご報告申し上げます。

次に、第5条は、こちらは会長を置くという形の規定となっています。その下の第2項2でござい

ますが、これは職務代理として、代行として副会長を置くという規定です。

附則第1条の2、こちらについては2段目の「被用者等保険者を代表する委員を加えて組織することができる」という規定ですけれども、国立市の場合、幅広い議論をいただくために岡本委員にご出席をいただいている、ご参加をいただいているという状況になっております。

続きまして、裏面になります。3番、国立市国民健康保険条例で第2条は定数を規定しております。(1)被用者を代表する委員、(2)保険医または薬剤師を代表する委員、(3)公益代表委員ということで、これが先ほど言った同人数ということで4人ずつを定数としております。被用者保険等保険者を代表する委員は2名となっておりますが、今回ご推薦いただいているのは1名ということになっております。

その下ですけれども、4番、国立市国民健康保険運営協議会規則ということで、こちらに詳細が規定されております。

第2条が職務でございます。(1)の一部負担金の負担割合に関することから(6)その他国民健康保険事業運営に関する重要事項ということで、こちらをご審議等いただくようになっています。

一番メインになるのは(2)の保険税の賦課方法、率であったり均等割の額であったりということで市長が諮問したときにご議論いただいでご答申をいただくということになっております。以前は、例えば条例案、予算案、補正予算についても運営協議会でご承認をいただいていたのですが、こちらは諮問ということではなくて、既に議案に挙がっているときは変更する余地もないということから、各市の状況を見まして私どものほうから内容についてご説明をさせていただき、皆様からご意見をいただいで活かしていくということの位置づけとさせていただいて、昨年9月から報告という形での取り扱いをさせていただいております。ご了承いただければと思います。

その3、第3条は通知義務ということで、市長は会長に諮問する場合、通知しなければならない。

第4条は答申ということで、運営協議会はその諮問に基づいて会議を開いて答申をしなければならないという規定です。

第5条、建議ということで、あまり聞きなれない言葉ですけれども、こちら、運営協議会のほうから、例えば国立市の国民健康保険の事業に関して何か意見等申し上げたいということであれば議論していただいで、市長に対して建議を出すことができます。

過去の事例におきましては、平成22年、こちら特定健康診査が始まったことによって、人間ドックの助成額の見直しについて、要は重複して補助をするのではないかと等々のご意見もありました。そのことから廃止という意見もあったのですが、額については特定健診部分を除いた金額を多少補助するというので減額をした経過がございます。そこで一度建議が出されたことがございますので、ご報告申し上げます。

第9条につきましては、定足数ということで、会議を開くにあたって、この人数だけは必ず出席しなければ開けませんよという規定、議会に似たような規定となっております。

国民健康保険の位置づけ等については、雑駁ですけれども、法令をかいつまんでのご説明となります。以上でございます。

木村会長

それでは、ただいまのご説明についてご質問等があれば挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

山下委員、いかがですか。

山下委員

特別ありません。

木村会長

坂井委員はいかがですか。

坂井委員

ございません。

木村会長

ほかに特にございませんようでしたら、次へ移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題6「国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」事務局より報告をお願いいたします。

健康増進課長

それでは、ご報告申し上げます。あまり専決処分ということの言葉も聞きなれない部分があるかと思しますので、その部分からご報告をさせていただきます。

通常、市の条例、予算等決める場合、議会に議題として議案を出して、その後審議がなされ、それで可決をいただいて予算なり条例を施行するというのが本来の手順になっております。

今回、専決処分をさせていただいたというのは、通常、今説明した地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するための議会、これを招集する時間的余裕がない場合、市長がこれを処分することができるという規定が、地方自治法第179条にございます。こちら専決処分した場合においては、一番近い議会で報告をして議会の承認を得るということとなります。承認を得なくても一度処分したものについては施行できることとなっております。

今回なぜこのような形を行ったかといいますと、市民利益、被保険者の保険税に影響する部分の改正がございました。要は低所得者への配慮ということで均等割を軽減する、安くするという部分の対象者を拡大する基準額が上がったということです。これが平成29年3月31日に地方税法の施行令が公布されまして、4月1日施行ということで、1日しか余裕がないということから議会に付すことができないことで専決処分をさせていただいたという結果になっております。それで専決処分をさせていただきまして、6月の第2回定例会で条例の専決処分の報告をさせていただいたというものでございます。

それでは、その内容につきまして、資料2-1「国立市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について（報告）」これに基づいてご説明いたします。

国民健康保険税の5割軽減、これは均等割ですけれども、対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等1人につき加算する金額26万5,000円を27万円、5,000円基準額を上げて対象者をふやしましょうという形の改正です。2割軽減につきましては、加算する金額を48万から49万円に引き上げて対象者をふやしましょうという改正が起きました。一応表にしてあります

改正前・改正後、こちらをごらんいただければ、その式がおわかりになろうかと思えます。

続きまして裏面になります。影響額ですけれども、対象者数5割軽減につきまして、1,034世帯1,844名の対象者から1,055世帯1,881名ということで、21世帯37名の増と見込んでおります。2割軽減につきましては、1,070世帯1,979名から1,099世帯2,053名ということで29世帯74名の方が対象となると見込んでおります。影響額ですけれども、一番左側二重線のところで109万5,100円税収が減となりますが、東京都から補助が4分の3、約80万強出ます。よって、市の持ち出しが27万程度ということになりますので、影響としては市のほうは少ないという形になっております。

参考としまして資料2-2、条例をつけておりますので、お時間があるときにご確認をいただければと思えます。

報告は以上でございます。

木村会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告についてご質問等があれば挙手にてお願いいたします。

山岡委員

1 ページ目の説明の※の部分、擬制世帯主ですか、この意味をちょっと教えてください。

健康増進課長

通常、国民健康保険といいますのが世帯単位での管理ということでありまして。世帯主様が、例えば社会保険であったり、もしくは75歳以上で後期高齢に移っている方がいた場合、ただし、奥様、子どもさんが国民健康保険の場合は、納税者を世帯主さんにするというのが大前提ですので、本来世帯主だと加入者になりますので、擬制世帯主という表現をさせていただいているということになります。

木村会長

ありがとうございます。

滝原委員、何かございますでしょうか。

滝原委員

特別ありません。

木村会長

大丈夫でしょうか。

水永委員はいかがですか。

水永委員

特に。

木村会長

滝沢委員はいかがですか。

滝沢委員

何もないです。

木村会長

それでは……。

健康増進課長

会長、済みません。大変申しわけございません。参考として先ほど言いました29年度国民健康保険税（料）率の状況がございます。国立市は16番のところにありますので、どの位置にいるかというのがご確認いただけるかと思えます。あと23区ですね、以前にご意見いただいて載っていなかったもので。23区は統一になっておりますので、一番下の表に入っております。以上でございます。済みません。

木村会長

ありがとうございます。

岡本委員、何かございますでしょうか。

岡本委員

特にございません。

木村会長

それでは、ほかにご質問等ございませんようですので、本日の議題は以上でございます。

続きまして「その他」に入ります。事務局から連絡事項等がございますか。

健康増進課長

今後の運営協議会の日程等についてでございます。直近の、まだ市長からの諮問というのはございません。先ほど市長のほうから出ました平成30年度広域化、要は東京都が保険者と一緒になって、今までは各区市町村が保険者ですけれども、東京都が加わってともに保険者ということになります。東京都の位置づけというのは財政を担うということで、実際の運営等については各区市町村が行うという制度でございます。先ほど言いましたように日程がまだ7月の下旬、25日ごろに市長会、8月に区長会、そこで一定の納付金ですとか東京都の国保のあるべき運営方針というのがある程度示されて打診がなされます。よって8月以降にならないと、公にする資料がまだ出せないという状況になっておりますので、それが示されたら私どもで資料を整えて皆様にご説明、ご報告、ご意見等を賜りたいと思っております。

あまり中途半端な資料でお話ししても混乱を招いてしまいますので、また誤解を招いて数字が先走ってしまうと議会等へも影響することもございますので、ある程度固まった段階で皆様にご説明とご

報告をさせていただきます。

以上のことから踏まえますと、9月議会がありますので、議会でも一定の中間報告をしたいと思っておりますけれども、その資料と同じように使いつつ、9月の下旬ごろに会議を開かせていただいて、制度だけではなくて、まず国民健康保険の制度そのもの、それと国民健康保険の特別会計、なぜ別会計になっているのか、そこをご説明をした上で広域化のご説明をさせていただきたいと思っております。

あと28年度決算、市長からもお話がありましたように、ここで決算審査が行われて確定をしておりますので、その決算審査についても端的に皆様におわかりやすいようにご説明を申し上げ、ご報告をさせていただきたいと思っております。

現状を踏まえますと、今、被保険者数が国立市1万7,500を切っている状態、当時は2万いたという中で後期高齢制度ができ、先ほど岡本委員からございました社会保険の適用拡大というところから、この2年で2,000人ほど減っているという状況がございます。国民健康保険は働けない方、もしくは会社をお勤めになって働かれた後、引退されて加入される方等ということでセーフティネットの役割を担っているのが一義的なものと理解をしております。また28年度決算では赤字繰り入れが9億と見込んだのが6億5,000円となり、財政改革審議会、こちらで出ている答申にもほぼ近い数字となったところから、市といたしましても慎重に検討して今後、計画を練っていかねばいけない状況にあるという中でございますので、皆様にご意見等いただきながら、場合によっては諮問がなされ、そして皆様にご議論いただくときがあろうかと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

木村会長

ありがとうございます。初めての委員もおられますので、国民健康保険制度の概要について事務局からの説明はありがたいと思います。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

国民健康保険係長

新しく今回新規で委員になっていただいた方のところに大小2つの封筒を置かせていただいております。小さい封筒のほうは委員会の報酬の振込先の口座をこちらにいただきたいと思っておりますので、その中に入っております用紙にご記入いただきまして、同封されております返信用封筒で後日私どものほうにご返送いただければと思います。

また大きいほうはいわゆるマイナンバーに係る報告になっておりまして、こちらのほうも中にごございます書類をごらんいただきながら必要な書類をご用意いただきまして、次回の運営協議会のときに直接私のほうまでお渡しいただければと思っております。こちらは郵送での提出は不可と言われておりますので、お手数をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

木村会長

ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

健康増進課長

あと初めての委員さんいらっしゃると思いますが、お車でお越しの方につきましては、今、有料になっておりますので、お金がかからないように打刻をいたしますので、お申しつけいただければと思います。

それとあと今後、日程について、今回は議会があった関係上、また委嘱状交付ということで急遽1日に絞っての日程調整をさせていただきまして申しわけございませんでした。今後は幾つか候補を挙げさせていただいて、ご希望をいただいて、一番多く出席いただける状況の中から会議を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと資料につきましても事前に郵送させていただくとともに当日も用意させていただきますので、今後そのような体制の中で会議を開かせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

木村会長

ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

ないようですので、これもちまして平成29年度第1回国立市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

—了—

国民健康保険運営協議会

会 長

木村 陽子

被保険者代表委員

山下 良彦

保険医又は薬剤師代表委員

浅倉 禮治